

○水道施設整備費に係る歩掛表 読み替え箇所

第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算

【読み替え前】	【読み替え後】
1-2-1-4 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理 ⑤ 工事価格は、<u>10,000円</u>単位とする。工事価格の<u>10,000円</u>単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「1-2-4一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の<u>10,000円</u>未満の金額を除いた額を計上する。	1-2-1-4 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理 ⑤ 工事価格は、<u>1,000円</u>単位とする。工事価格の<u>1,000円</u>単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「1-2-4一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の<u>1,000円</u>未満の金額を除いた額を計上する。

第三編 設計業務委託歩掛 参考資料 第1節 総則

【読み替え前】	【読み替え後】
(1) 設計等における数値の扱い 2) 端数処理等の方法 ⑦ 業務価格 業務価格は、<u>10,000円</u>単位とする。<u>10,000円</u>単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（<u>10,000円</u>単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	(1) 設計等における数値の扱い 2) 端数処理等の方法 ⑦ 業務価格 業務価格は、<u>1,000円</u>単位とする。<u>1,000円</u>単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（<u>1,000円</u>単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。